

令和6年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議

○日 時： 令和7年3月12日（水）14：30～15：30

○場 所： 高松サポート合同庁舎 南館102会議室
TeamsによるWEB会議

議事次第

○開会挨拶

○議事

1. 合同会議の要綱改訂について

・ 四国地区踏切道改良協議会合同会議設置要綱（案）・・・P.5

2. 改良すべき踏切道（法指定踏切）について・・・P.12

3. 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道について・・・P.15

4. 法指定踏切の事後評価について・・・P.17

5. 踏切道の安全対策について・・・P.23

○閉会挨拶

出席者名簿

「令和6年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議」

構成員等

構成員	出席者			
	所属	役職	氏名	参加方法
四国運輸局長	鉄道部	次長	廣田 敦	対面
四国地方整備局長	道路部	道路調査官	小竹 良	対面
四国旅客鉄道(株) 代表取締役社長	工務部 保線課	副長	徳武 康一	対面
高松琴平電気鉄道(株) 代表取締役社長	工務部	部長	多田賢二	Web
伊予鉄道(株) 代表取締役社長	施設部	施設部長	名嶋 毅	Web
とさでん交通(株) 代表取締役社長	電車事業部	電車技術課長	中村 浩徳	Web
徳島県知事	県土整備部道路整備課 県土整備部都市計画課まちづくり室	課長補佐 室長補佐	山本 直史 桂 義教	WEB
香川県知事	土木部 道路課	課長補佐	溝内 寿昌	WEB
愛媛県知事	土木部道路建設課 土木部道路維持課 土木部都市整備課	主幹 係長 係長	大野 貴昭 白石 智昭 守谷 隆志	WEB
高知県知事	道路課	主幹	酒井 大輔	WEB
徳島市長	道路建設課	係長	越智 有生	WEB
高松市長	道路整備課	係長	神保 竜太	対面
丸亀市長	建設課	副主任	酒巻 明弘	WEB
まんのう町長	建設土地改良課	課長補佐	川田 智基	WEB
松山市長	道路河川管理課	主幹	玉井 祐一	WEB
南国市長	建設課	課長補佐	山崎 浩司	WEB

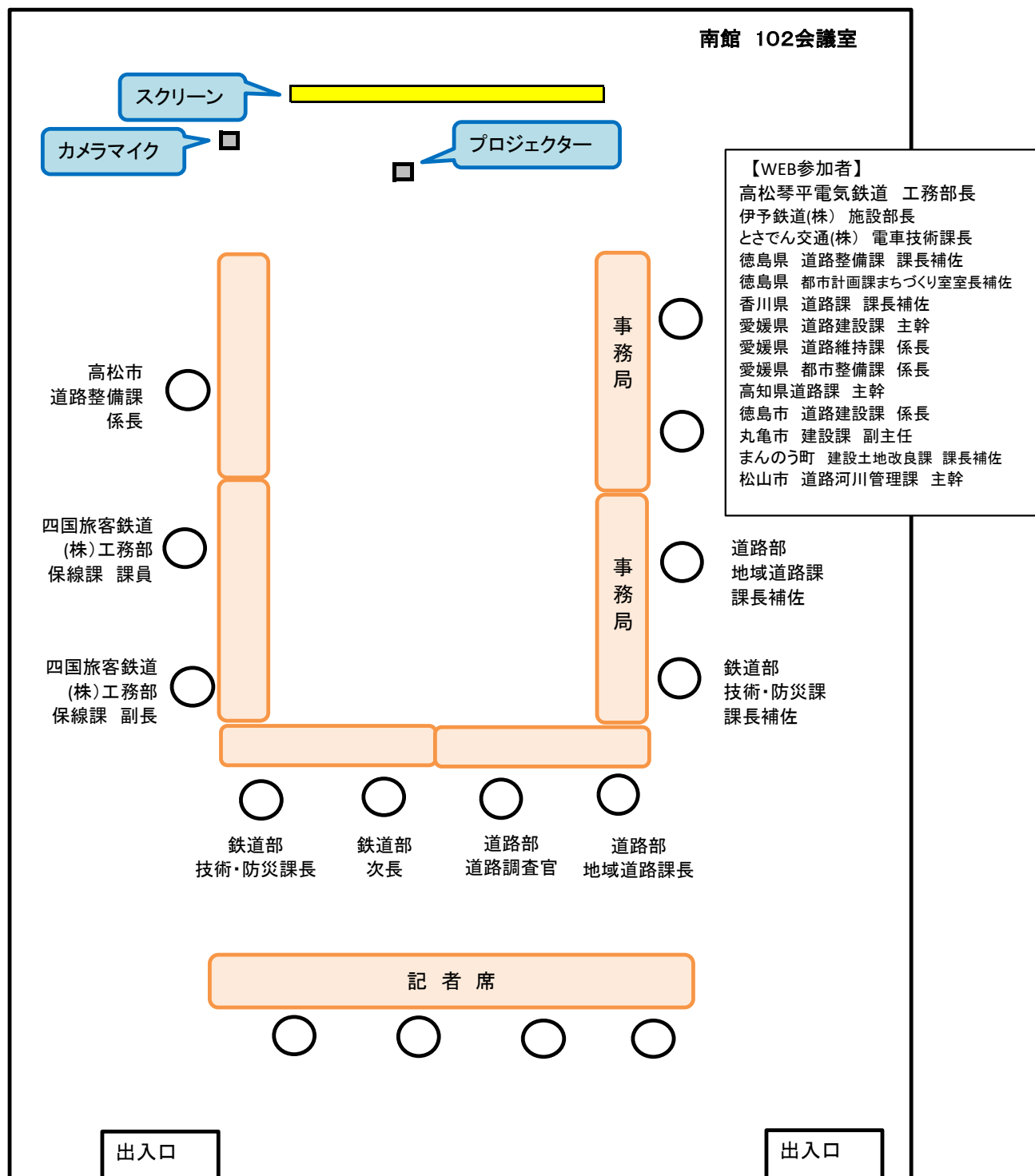
その他

出席者				
組織	所属	役職	氏名	参加方法
四国旅客鉄道（株）	工務部 保線課	課員	堀尾 一樹	対面
伊予鉄道（株）	施設部	保線課長	白石 崇	Web
土佐くろしお鉄道(株)	鉄道部	技術課長	佐竹 和典	Web
徳島県	県土整備部道路整備課	主事	鈴江 俊介	WEB
香川県	土木部道路課	副主幹	森谷 崇正	WEB
香川県	土木部都市計画課	課長補佐	岡林 小霧	WEB
愛媛県	土木部道路建設課	係長	高城 昇	WEB
愛媛県	土木部道路建設課	技師	武田 健太郎	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	担当係長	井出 晋輔	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	主任	永見 一起	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	主任	阿部 直人	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	主任	宇都宮 庄太	WEB
愛媛県	土木部都市整備課	主任	松本 卓	WEB
徳島市	都市建設部道路建設課	主査指導員	北岡 武	WEB
高松市	道路管理課	主任技師	磯部 奈歩	WEB
まんのう町	建設土地改良課	係長	山内 勉	WEB
西条市	道路建設課	専門員	伊藤 弘樹	WEB

事務局

四国運輸局	鉄道部 技術・防災課	課長	今田 崇	対面
		課長補佐	河野 稔	対面
		係長	藤田 耕輔	対面
四国地方整備局	道路部 地域道路課	課長	黒口 貴弘	対面
		課長補佐	兵頭 一志	対面
		係員	松岡 弘起	対面

令和6年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議 配席表



1. 合同会議の要綱改訂について

四国地区踏切道改良協議会
合同会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 四国地区踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、四国内の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他の踏切における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4） 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5） 法第3条又は第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6） 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表1又は別表2に掲げる踏切道（以下「各踏切道」）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省四国地方整備局長又は四国運輸局長とし、副議長は、国土交通省四国運輸局長又は四国地方整備局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。（別表3）
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、合同会議に必要と認める者とする。（別表4）

（踏切道改良検討会）

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関

して指定に向けた具体的検討を行うための踏切道改良検討会を設置することができる。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、必要に応じて議長が自ら、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議事項に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、四国地方整備局道路部地域道路課、及び四国運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月21日から施行する。

この規約は、令和5年2月28日から施行する。

この規約は、令和6年3月 5日から施行する。

この規約は、令和7年3月12日から施行する。

別表1 改良すべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
花畑踏切道	平成6年7月28日 (旧々法) 令和6年1月18日	徳島県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (琴平線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (長尾線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
片原町踏切道	令和4年12月16日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
本町踏切道	平成29年1月27日 (旧法)	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
宮西町踏切道	未指定 令和7年1月15日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
護国神社通踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
横水踏切道	令和3年4月13日	愛媛県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
出来島踏切道	令和6年1月18日	徳島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
丸池踏切道	令和6年1月18日	鳴門市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
塩上第二踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
坂元踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
青本第2踏切道	令和6年1月18日	多度津町長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

土居田踏切道	令和6年1月18日	松山市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
大手町踏切道	令和6年1月18日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
三番町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
千舟町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
末広町踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
鯨橋踏切道	令和6年1月18日	八幡浜市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
前田第1踏切道	令和7年1月15日	小松島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
山下踏切道	令和7年1月15日	高松市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
下村上所踏切道	令和7年1月15日	まんのう町 長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
梅の木踏切道	令和7年1月15日	四国中央市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
多々良踏切道	令和7年1月15日	今治市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
篠原東1踏切道	令和7年1月15日	南国市長	とさでん交通株式会社 代表取締役社長

別表2 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
向良横踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長

沖松島第二踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
新川踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
上福岡踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
松前駅北踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
明治製菓踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
松島踏切道	令和4年7月29日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
津畑東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
栗熊東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長

別表3 議長及び副議長

議長及び副議長	代 理
国土交通省四国地方整備局長	国土交通省四国地方整備局道路部道路調査官
国土交通省四国運輸局長	国土交通省四国運輸局鉄道部次長

別表4 構成員

職 名
徳島県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
香川県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
愛媛県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
高知県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）

徳島市長（道路管理者）
高松市長（道路管理者）
丸亀市長（道路管理者）
まんのう町長（道路管理者）
松山市長（道路管理者）
南国市長（道路管理者）
四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
伊予鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
とさでん交通株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
合同会議に必要と認める者

2. 改良すべき踏切道（法指定踏切） について

改良すべき踏切道一覧

R7.2末時点

都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名 (株)は省略	鉄道 路線名	カルテ踏切（カルテ基準該当箇所(R3抽出)）			その他改良すべき踏切		
							該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定年月日	進捗状況	該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定年月日	進捗状況
徳島県	はなばたけ 花畑	徳島県徳島市徳島町城内6-97	徳島県	(主) 徳島鴨島線	四国旅客鉄道	高德線他	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切) 第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)	H6. 7. 28	検討中	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	かんこうどうろ 観光道路	香川県高松市観光通1丁目6-6	香川県	(主) 中徳三谷高松線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)		未指定	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	かんこうどうろ 観光道路	香川県高松市多賀町1丁目14	香川県	(主) 中徳三谷高松線	高松琴平電気鉄道	長尾線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R6. 1. 18	事業中			
香川県	かははらまち 片原町	香川県高松市片原町7-11	高松市	(2) 片原町沖松島線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R4. 12. 16	検討中			
香川県	ほんまち 本町	香川県高松市本町10-11	高松市	(市) 魚屋町栗林線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)	H29. 1. 27	事業中			
愛媛県	みやにしちよう 宮西町	愛媛県松山市宮西町一丁目6	松山市	(市) 味酒65号線	伊予鉄道	高浜線	第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)		未指定	第二条第12号 (地域課題踏切)	R7. 1. 15	検討中
愛媛県	ごこじんじやどおり 護国神社通	愛媛県松山市文京町3-1	松山市	(市) 鮎屋町護国神社前線	伊予鉄道	城北線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R6. 1. 18	事業中			
愛媛県	よこずい 横水	愛媛県新居浜市本郷一丁目899-11	愛媛県	(一) 新居浜港線	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R3. 4. 13	事業中
徳島県	できじま 出来島	徳島県徳島市南出来島町2-2地先	徳島市	(市) 南出来島・北出来島線	四国旅客鉄道	高德線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
徳島県	まるいけ 丸池	徳島県鳴門市撫養町南浜字浜田9-1地先	鳴門市	(市) 南浜黒崎線	四国旅客鉄道	鳴門線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R6. 1. 18	事業完了
香川県	しおがみだいに 塩上第二	香川県高松市塩上町1丁目9	香川県	(一) 高松港栗林公園線	高松琴平電気鉄道	長尾線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	さかもと 坂元	香川県観音寺市観音寺町字三反畑甲285-10地先	香川県	(主) 込野観音寺線	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	あおきだいに 青木第2	香川県仲多度郡多度津町大字青木字菅長486-3地先	多度津町	(町) 44号線	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R6. 1. 18	事業完了
愛媛県	といだ 土居田	愛媛県松山市土居田町204-6	松山市	(市) 松山環状線西部	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R6. 1. 18	事業完了
愛媛県	おおいでまち 大手町	愛媛県松山市大手町一丁目14-5	愛媛県	(主) 松山港線	伊予鉄道	高浜線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	事業完了
愛媛県	さんぼんちようだいいち 三番町第1	愛媛県松山市三番町七丁目8-1	松山市	(市) 三番町線	伊予鉄道	高浜線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	ちふねまちだいいち 千舟町第1	愛媛県松山市千舟町七丁目12-1	松山市	(市) 千舟町高岡線	伊予鉄道	高浜線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	すえひろまち 末広町	愛媛県松山市末広町19-1	松山市	(市) 千舟町古川線	伊予鉄道	横河原線	－	－	－	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	くいらばし 鯨橋	愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地965地先	八幡浜市	(市) 五反田横断線	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R6. 1. 18	事業完了
徳島県	まえだ だいいち 前田第1	徳島県小松島市立江町字前田66-6地先	小松島市	(2)中村中央線	四国旅客鉄道	牟岐線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	事業中
香川県	やました 山下	香川県高松市新田町字松ノ内甲86-3地先	高松市	(他)松之内下所線	四国旅客鉄道	高德線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	検討中
香川県	しもむら じやうよ 下村上所	香川県仲多度郡まんのう町四条82 - 3	まんのう町	大橋天皇線	高松琴平電気鉄道㈱	琴平線	－	－	－	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	R7. 1. 15	事業中
愛媛県	うめ の き 梅の木	愛媛県四国中央市朝日町一丁目字銭倉529-4	四国中央市	朝日栄通り線	四国旅客鉄道 (株) 日本貨物鉄道 (株)	予讃線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	検討中
愛媛県	たたら 多々良	愛媛県越智郡波方町大字樋口字大久保甲283 - 4	今治市	(他)樋口多々良線	四国旅客鉄道	予讃線	－	－	－	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	検討中
高知県	しのはらひがしいち 篠原東1	高知県南国市篠原字土居 9 3 2	南国市	篠原1号線	とさでん交通㈱	後免線	－	－	－	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切) 第二条第12号 (地域課題踏切)	R7. 1. 15	検討中

橙着色

：令和6年度法指定踏切

※本表はR5年度までの対策完了箇所を除く地方踏切道のみ掲載

カルテ踏切とは

開かずの踏切などの「緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）」1,479 箇所について、踏切の諸元、交通量、事故発生状況、対策状況等を鉄道事業者と道路管理者が連携してとりまとめた「踏切道安全通行カルテ」として公表し（平成28年6月）、対策を講じてきました。

対策の実施や踏切における交通量、遮断時間、事故の減少により課題が解消された箇所がある一方、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差している場合における移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切を新たに追加するなどの結果、カルテ踏切は1,336 箇所となり、対策状況等をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を更新しました（令和3年10月）。

今後、踏切道改良促進法に基づく、改良後の踏切道に対する評価の結果等を反映した「踏切道安全通行カルテ」を1年に1度更新し、対策の進捗状況や取組の成果を「見える化」することで、更なる踏切対策の促進を図ってまいります。

※国土交通省ホームページより抜粋

踏切道改良計画の作成及び実施に関する概要(徳島市 出来島踏切)

踏切道名称 出来島踏切
 道路管理者名 徳島市
 道路路線名 市道南出来島・北出来島線
 東出来島・南前川線
 鉄道事業者名 四国旅客鉄道（株）
 鉄道路線名 高德線

【諸元】

自動車交通量 7,957台/日
 歩行者交通量 2,282人/日
 法指定日 R6.1.18
 指定基準 第二条第12号
 (地域課題踏切)

【課題】

踏切内の誘導表示が未整備であり、
 視覚障がい者の安全な通行に支障
 をきたしている

【対策内容】

踏切道内及び前後の誘導表示の設置



踏切道改良計画の作成及び実施に関する概要(高松市 片原町踏切)

踏切道名称 片原町踏切
 道路管理者名 高松市
 道路路線名 市道片原町沖松島線
 鉄道事業者名 琴平電気鉄道株式会社
 鉄道路線名 琴平線

【諸元】

自動車交通量 0台/日
 歩行者交通量 11,593人/日
 法指定日 R4.12.16
 指定基準 第二条第11号
 (移動等円滑化要対策踏切)

【課題】

踏切内の誘導表示が未整備であり、
 視覚障がい者の安全な通行に支障を
 きたしている

【対策内容】

踏切道内等の誘導表示設置



3. 災害時の管理方法を定めるべき

踏切道について

管内 災害時の管理方法を定めるべき踏切道一覧

R7.2末時点

都道府県	踏切道名	所在地	道路 管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定 年月日	進捗状況
香川県	福田町第四	香川県高松市瓦町1丁目7-15	国土交通省	国道11号	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	塩上町	香川県高松市塩上町2丁目1	国土交通省	国道11号	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	向良横	香川県高松市松福町1丁目24-11	高松市	(1)朝日町仏生山線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	沖松島第二	香川県高松市福岡町4丁目32-1	高松市	(1)福岡林線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	新川	香川県高松市春日町1764	高松市	(1)屋島東山崎線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	上福岡	香川県高松市上福岡町968-3	高松市	(1)上福岡多肥下町線	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	松前駅北	愛媛県伊予郡松前町大字浜799-2	愛媛県	(一)八倉松前線	伊予鉄道(株)	郡中線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	明治製菓	愛媛県松山市辰巳町2863-3	愛媛県	(主)松山港線	伊予鉄道(株)	高浜線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	千舟町第3	愛媛県松山市千舟町7丁目12-1	国土交通省	国道56号	伊予鉄道(株)	高浜線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	藤原町	愛媛県松山市北藤原町9-10	国土交通省	国道56号	伊予鉄道(株)	郡中線	法第十三条第2号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	本町	愛媛県松山市本町6丁目6-12	国土交通省	国道196号	伊予鉄道(株)	城北線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	松島	香川県高松市松福町2丁目12	香川県	(一)高松東港線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R4.7.29	管理方法策定済み
香川県	津畑東	香川県丸亀市綾歌町岡田東1787	丸亀市	(1)西谷定連線	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第2号	R4.7.29	管理方法策定済み
香川県	栗熊東	香川県丸亀市綾歌町栗熊東1552	丸亀市	(1)馬指原線	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第2号	R4.7.29	管理方法策定済み

【災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定にかかる基準】

①緊急輸送道路、重要物流道路、代替・補完路等

- ・列車本数10本以上/時 かつ
- ・DID地区 かつ
- ・立体交差箇所を通る迂回に10分以上

②地域の実情その他の事情を考慮して、円滑な避難または緊急輸送の確保を図る必要性が特に高い箇所

4. 法指定踏切の事後評価について

丸池踏切（徳島県鳴門市）

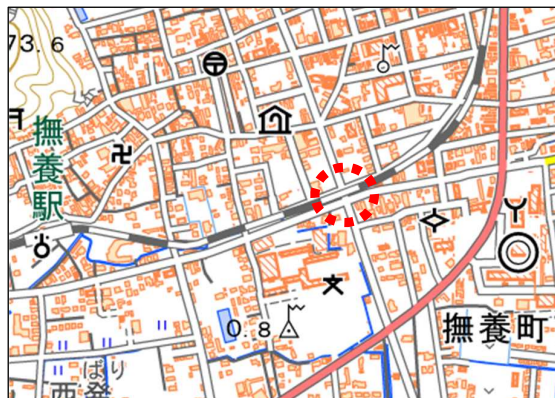
【令和6年2月 完成】

道路管理者名 鳴門市
 道路路線名 市道南浜黒崎線
 鉄道事業者名 四国旅客鉄道（株）
 鉄道路線名 鳴門線

【諸元】

自動車交通量 13,662台/日
 歩行者交通量 5,494人/日
 通学路指定 無
 法指定 R6.1.18
 指定基準 第二条第10号
 (高齢者等対策踏切)

位置図



【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要があった。

【対策内容】

全方位型警報機の設置

丸池踏切（徳島県鳴門市）

【令和6年2月 完成】

対策前

全景



拡大



対策後

全景



拡大



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報機の設置により、歩行者の安全性向上

青木第2踏切（香川県多度津町）

【令和6年2月 完成】

道路管理者名 多度津町
 道路路線名 町道44号線
 鉄道事業者名 四国旅客鉄道（株）
 鉄道路線名 予讃線

【諸元】

自動車交通量 558台/日
 歩行者交通量 441人/日
 通学路指定 有
 法指定 R6.1.18
 指定基準 第二条第10号
 (高齢者等対策踏切)

位置図



【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要があった。

【対策内容】

全方位型警報機の設置

青木第2踏切（香川県多度津町）

【令和6年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報機の設置により、歩行者の安全性向上

ど い だ
土居田踏切（愛媛県松山市）

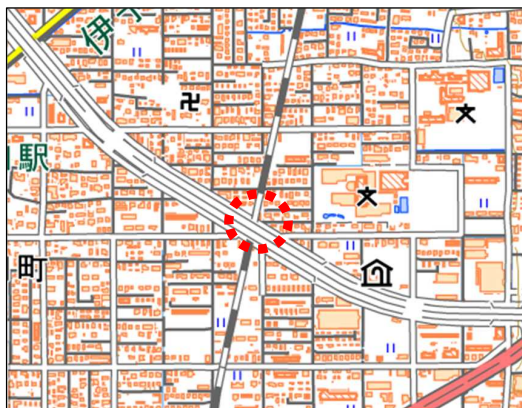
【令和6年2月 完成】

道路管理者名 松山市
道路路線名 市道松山環状線西部
鉄道事業者名 四国旅客鉄道（株）
鉄道路線名 予讃線

【諸元】

自動車交通量 342台/日
歩行者交通量 105人/日
通学路指定 無
法指定 R6.1.18
指定基準 第二条第10号
(高齢者等対策踏切)

位置図



【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要があった。

【対策内容】

全方位型警報機の設置

ど い だ
土居田踏切（愛媛県松山市）

【令和6年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報機の設置により、歩行者の安全性向上

鯨橋踏切（愛媛県八幡浜市）

【令和6年2月 完成】

道路管理者名 八幡浜市
 道路路線名 市道五反田横断線
 鉄道事業者名 四国旅客鉄道（株）
 鉄道路線名 予讃線

【諸元】

自動車交通量 499台/日
 歩行者交通量 1,106人/日
 通学路指定 有
 法指定 R6.1.18
 指定基準 第二条第10号
 (高齢者等対策踏切)

位置図



【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要があった。

【対策内容】

全方位型警報機の設置

鯨橋踏切（愛媛県八幡浜市）

【令和6年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報機の設置により、歩行者の安全性向上

大手町踏切（愛媛県松山市）

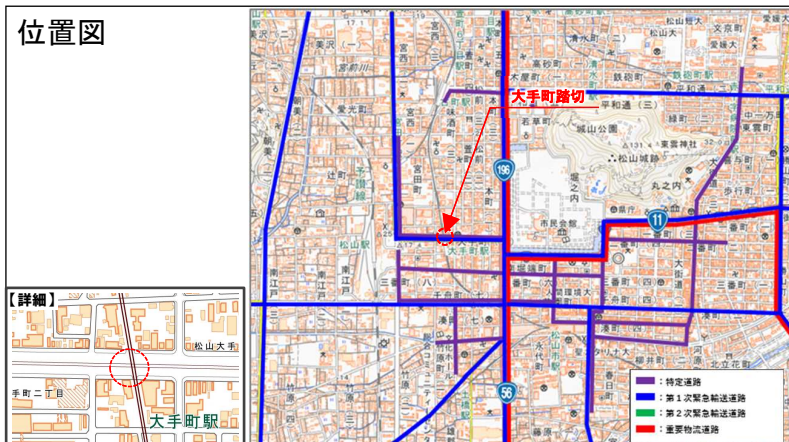
【令和6年2月 完成】

道路管理者名 愛媛県
 道路路線名 県道松山港線
 鉄道事業者名 伊予鉄道（株）
 鉄道路線名 高浜線

【諸元】

自動車交通量 12,516台/日
 歩行者交通量 7,227人/日
 通学路指定 無
 法指定 R6.1.18
 指定基準 第二条12号
 （地域課題踏切）

位置図



【課題】

踏切内の誘導表示が未整備であり、視覚障害者の安全な通行に支障をきたしている

【対策内容】

踏切道内誘導表示の設置

大手町踏切（愛媛県松山市）

【令和6年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

・誘導ブロックの設置により、視覚障害者が踏切を通行する際に自らの位置を把握しやすくなることで、通行における安全性が向上した。

5. 踏切道の安全対策について

踏切道の安全対策について

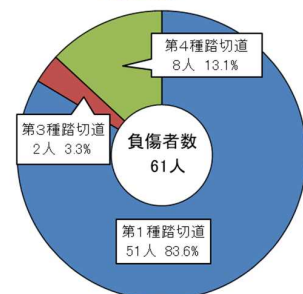
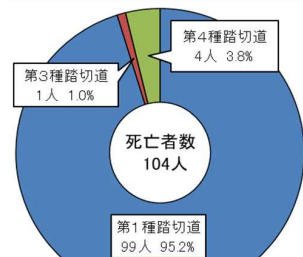
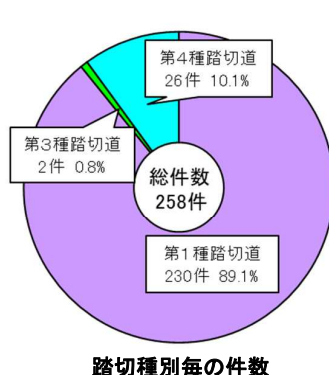
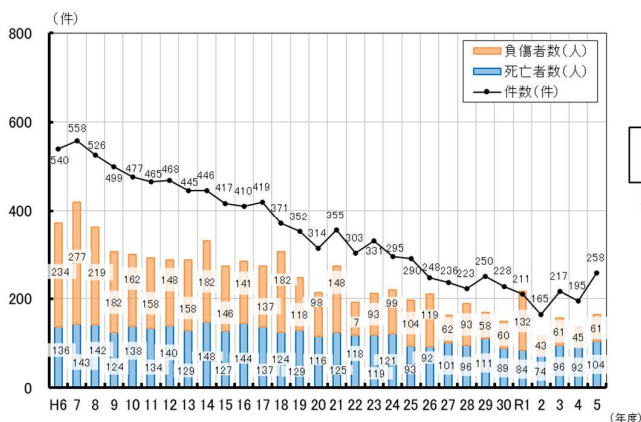
四国運輸局
令和7年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年度 踏切事故の発生状況

- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和5年度は、258件(対前年度比63件増)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道230件(対前年度比56件増)、第3種踏切道2件(同3件減)、第4種踏切道26件(同10件増)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は165人(対前年度比28人増)、うち死亡者数は104人(同12人増)であり、共に昨年度より増加した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。

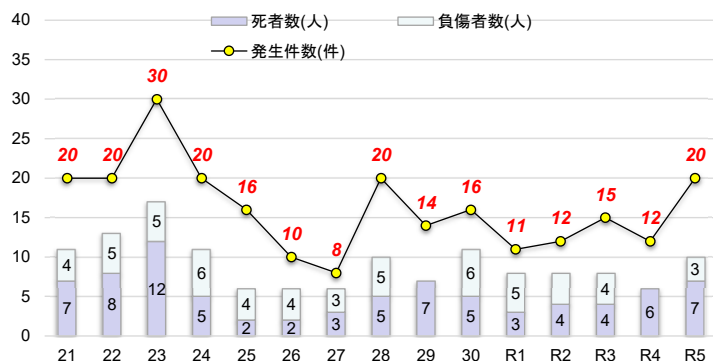


- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.4倍であった。
- ・高齢者(65歳以上)の踏切事故件数は89件(対前年度比13件増)、発生割合は34%(同5%減)であった。

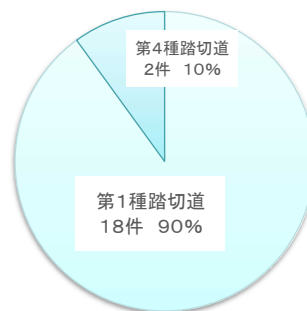
踏切種別毎の死傷者数

令和5年度 踏切事故の発生状況(四国管内)

- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和5年度は、20件(対前年度比8件増)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道18件(対前年度比9件増)、第3種踏切道0件(同1件減)、第4種踏切道2件(増減なし)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は10人(対前年度比4人増)、うち死者数は7人(同1人増)であり、共に昨年度より増加した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。



踏切事故の件数及び死傷者数の推移



踏切種別毎の件数

- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.1倍であった。
- ・高齢者(70歳以上)の踏切事故件数は6件(対前年度比2件増)、発生割合は30%(同4%減)であった。

踏切道数の推移

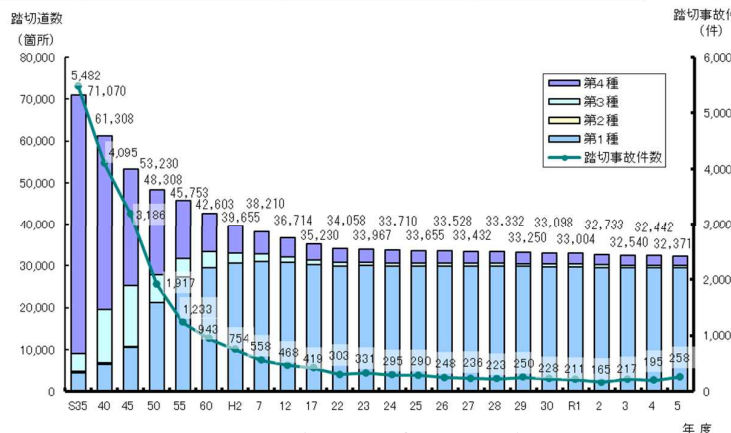
- ・令和5年度末現在踏切数は、32,371であり、対前年度比71減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道20減、第3種踏切道10減、第4種踏切道41減であった。

○ 踏切道数の推移 ※括弧内は減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和元年度	29,717 (▲31)	684 (▲14)	2,603 (▲49)	33,004
令和2年度	29,567 (▲150)	63 (▲45)	2,527 (▲76)	32,733
令和3年度	29,473 (▲94)	612 (▲27)	2,455 (▲72)	32,540
令和4年度	29,442 (▲31)	592 (▲20)	2,408 (▲47)	32,442
令和5年度	29,422 (▲20)	582 (▲10)	2,367 (▲41)	32,371

○ 1種化の推移

年 度	1 種 化
令和元年度	32
令和2年度	31
令和3年度	31
令和4年度	17
令和5年度	19



○ 踏切道数と踏切事故件数の推移

- ・令和5年度末現在踏切数は、1904であり、対前年度比6減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道1減、第4種踏切道5減であった。

○近年の踏切道数の推移(四国管内)

※括弧内は△増加数、▲減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和元年度	1717	16	182	1915
令和2年度	1717 (▲0)	16 (▲0)	181 (▲1)	1914
令和3年度	1716 (▲1)	16 (▲0)	180 (▲1)	1912
令和4年度	1715 (▲1)	16 (▲0)	179 (▲1)	1910
令和5年度	1714 (▲1)	16 (▲0)	174 (▲5)	1904

踏切道の廃止および第1種化の事例(令和6年度)

○JR松山駅付近連続立体交差化事業

- ・JR松山駅を含む2.4kmの鉄道を高架化
- ・8箇所の第1種踏切道を廃止



高架化により廃止された踏切道



令和6年度の動向

- ・第1種踏切廃止 8踏切
- ・第4種踏切の第1種化 1踏切
- ・第4種踏切廃止 1踏切

○第4種踏切道の第1種化

令和5年3月2日に発生した重大事故を受け、踏切道を第1種化(令和7年3月17日 運用開始予定)



下村上所踏切道(対策前)

○第4種踏切道の廃止

地域住民との協議を行い、同意が得られたことから踏切道を廃止



宗田踏切道(廃止前)

第4種 踏切道対策（1）上信電鉄 上信線 踏切障害事故

令和6年5月1日9時30分時点

1. 事業者 上信電鉄株式会社
2. 事故等種類 踏切障害事故
3. 発生日時 令和6年4月6日（土）8時53分頃 天候：曇
4. 場所 上信線 馬庭駅～西山名駅間 天水踏切道（第4種）
5. 死傷者 死亡1名（公衆、小学校4年生（9才）、女兒）
6. 原因

運輸安全委員会が調査中

7. 概要【上信電鉄からの報告による】

第18列車（下仁田駅発 高崎駅行）の運転士は、当該踏切道内に進行方向左側から進入した公衆を認め、非常停止手配を執ったが衝突した。

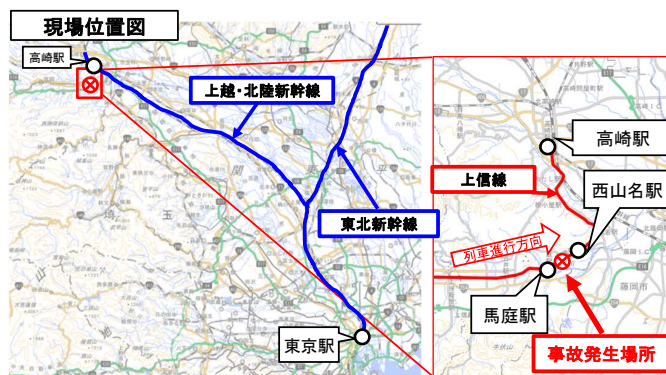
その後、公衆の死亡が確認された。

8. 国土交通省の対応

- ・4月7日から運輸安全委員会が調査官2名による現地調査を実施
- ・関東運輸局は職員を運輸安全委員会の事故調査支援のため2名現地に派遣
- ・4月17日、関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道 改良協議会」を急遽開催し、高崎市内の第4種踏切道の廃止や第1種踏切道化について協議

9. 付 記

- ・当該踏切道は、第4種踏切道（踏切遮断機及び踏切警報機なし）。
- ・当該踏切道の道路管理者は高崎市である。
- ・当該列車の乗客・乗務員に死傷者なし。
- ・群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」。



第4種 踏切道対策（2）第4種踏切道数の推移

国土交通省としては、遮断機も警報機も設置されていない第4種踏切道は、安全性の向上が重要な課題であると認識しており、これまで、

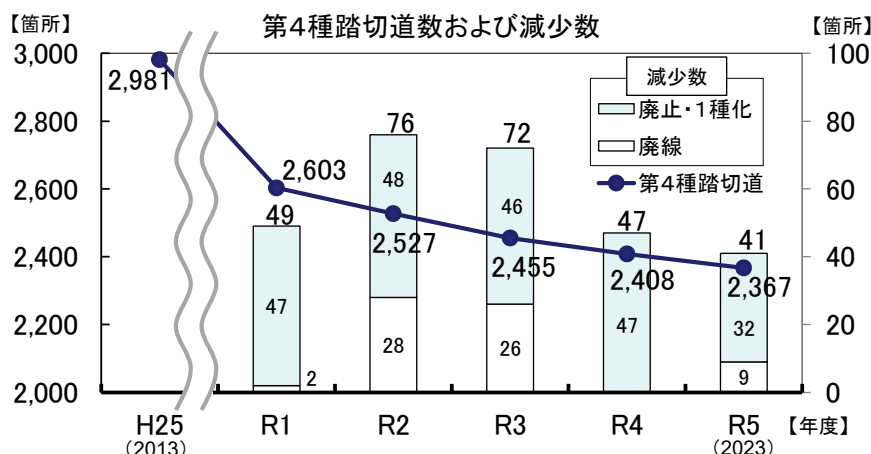
- ・第4種踏切道の統廃合の促進、
- ・遮断機・警報機の整備の支援による第1種踏切道化の促進

などの取組を、道路管理者、地方自治体及び鉄道事業者などの関係者とともに進めてきている。

こうした取組により、第4種踏切道数は年々減少し、ここ10年間に於いて、年間約60箇所減少している。

しかし、地元との協議が難航するなど、廃止及び1種化ができない踏切道が多数残っている。

廃止、1種化に向けて、引き続き協議を進めていただきたい。



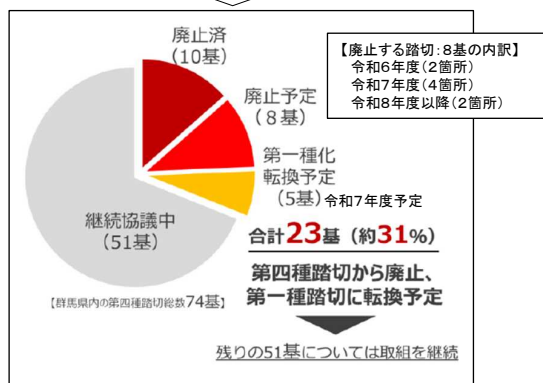
※減少数 61.4箇所／年
(10年平均)

第4種 踏切道対策（3）群馬県の対策について

事故発生（令和6年4月6日）

関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道改良協議会」を急遽開催し、県内の第4種踏切道（74箇所）の廃止や第1種踏切道化について協議

群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」



群馬県の対応

※ 道路管理者：市町

- 対応方針を公表することで、関係者の対応が迅速化
- 鉄道事業者と道路管理者が協議する環境を調整
- 道路管理者に調整結果のヒアリングを行い、動きの遅い道路管理者に対して、他の道路管理者の状況を共有するなど、対応の実施を促進
- 鉄道事業者と道路管理者のスケジュールを管理

道路管理者の対応

- 廃止するという方針を決定し、各地区に説明
- 事故を契機に協議する機運の高まり
- 利用状況を調査したところ、通行者が少ないことが判明
- 学生等利用の多い箇所は1種化

鉄道事業者の対応

- 地元自治会に対し、踏切のリスクを説明
- 道路管理者と連携
- 粘り強い説明
- 自治体からの補助で1種化を促進

- 都道府県のリーダーシップが重要
- 鉄道事業者と道路管理者の連携が重要

第4種 踏切道対策（4）北近畿タンゴ鉄道の対策について

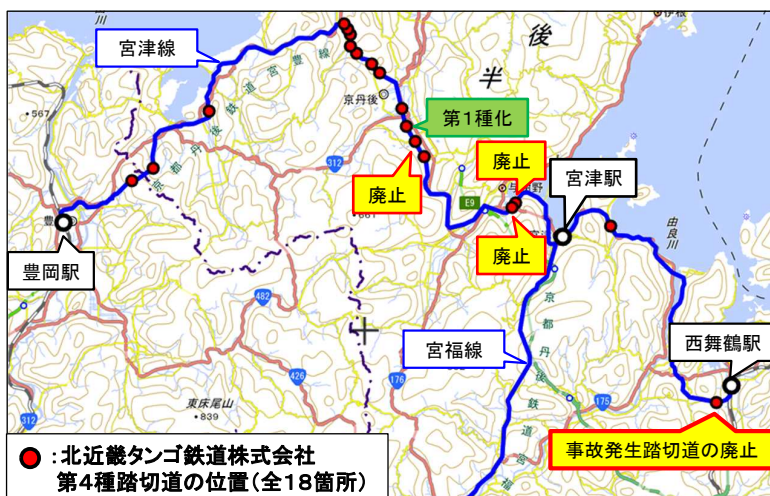
令和5年4月10日に第4種踏切道において列車とシニアカーとの衝突による死亡事故が発生

京都府が事務局となり、鉄道事業者、関係自治体、警察、近畿運輸局からなる「踏切対策協議」を開催し、第4種踏切道（全18箇所）の廃止や第1種踏切道化について協議（令和6年末までに5回開催）

踏切の構造、利用状況、利用者層などの確認のために踏切カルテを作成し、踏切からの見通しなどの危険度を総合的に判断して、廃止可能な踏切道の把握と第1種踏切道化する踏切道の優先順位を整理

関係自治体は優先順位をもとに地元と協議

令和6年末までに全18箇所中、
4箇所廃止、1箇所第1種踏切道化が決定
（事故が発生した踏切道の廃止を含む）



事故発生踏切道の廃止

- 第4種踏切における事故の発生を防止するためには、踏切の廃止、遮断機・警報機の設置による第1種踏切化が必要だが、踏切廃止に伴う利便性低下による地元の反対、第1種踏切化に要する費用の問題等から、対策の進捗は芳しくない。
- 他方、歩行者の踏切事故対策の観点では、踏切通行者の物理的な一時停止や左右確認を促すことで、歩行者の直前横断を防ぐことにより、事故発生の抑制が期待できる。
- 上記を踏まえ、令和6年度補正予算より、鉄道施設総合安全対策事業費補助に「第4種踏切緊急対策事業」の創設要求を行い、これが認められたことから、所要の要綱改正を実施。

1. 創設事業の概要

○ 歩行者等の一旦停止、左右確認を促し直前横断を防ぐことで、第4種踏切の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備整備を支援し、第4種踏切道の緊急対策を推進する。

2. 創設事業の内容

- 補助対象事業者：鉄軌道事業者
- 補助対象事業：第4種踏切に歩行者等の一旦停止及び左右確認を促す設備を設置する事業
- 補助率：国：1／2以内
※黒字事業者は1／3
地方公共団体が事業者の場合は1／3以内

【設備例】



※メーカーにより、様々な種類有



【設置前】



【設置後(イメージ)】

勝手横断箇所について

【勝手横断箇所】

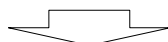
鉄道事業者が踏切道として認めていないが、明らかに線路内を横断した形跡があるもの。



今年度、広島県内において、勝手横断箇所において、2件の人身傷害事故が発生

鉄道事業者としては閉鎖したいが、横断箇所となった過去の経緯等もあり、閉鎖することが困難となっている。

踏切の統廃合、踏切拡幅に併せて、近隣の勝手横断箇所が閉鎖される事例もある。



閉鎖するには、関係自治体の協力が必要です。

鉄道事業者と自治体が連携して、閉鎖に向けた協議をお願いします。